

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

①第三者評価機関名

NPO 法人
医療・福祉ネットワークせいわ

②評価調査者研修修了番号

Sk15228 07-035

③施設の情報

名称：	福岡県立福岡学園	種別：	児童自立支援施設
代表者氏名：	田川 利美	定員（利用人数）：	60名
所在地：	筑紫郡那珂川町大字後野 279-2		
TEL：	092-952-2621	ホームページ：	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/
【施設の概要】			
開設年月日：	昭和3年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：	福岡県		
職員数	常勤職員：44名	非常勤職員：	15名
専門職員	児童自立支援専門員：24名	保育士：	7名
	看護師：1名	栄養士：	1名
施設・設備 の概要	児童寮(5寮×6室)	体育館	
	管理棟	プール	

④理念・基本方針

【運営理念】

- 一人ひとりの子どもの権利と人格を尊重し、健やかな育ちを支えます。
- 一人ひとりの子どもが大切にされ、安心できる暮らしを創ります。

【基本方針】

- 一人ひとりの子どもに対し、十分なアセスメントと適切な支援を行い、子どもの最善の利益の実現を目指します。
- 豊かな自然のなかで、子どもとともに日々の暮らしを楽しみ、子どもを大切に育みます。
- 退園後も、子どもが家庭や学校、地域において安定した社会生活を送れるよう、切れ目のない継続的な支援に努めます。
- 職員一人ひとりが、自己研鑽に励むとともに、良好なチームワークづくりに努め、支援の質の向上を図ります。
- 地域との交流や支援のノウハウの提供等により、地域社会に根ざした開かれた施設を目指します。

⑤施設の特徴的な取組

- 全国に先駆けて分校を併設し、学校教育を導入、基礎的な学力の向上と学習態度の確立に努めています。
- 小舎制、交替制勤務により家庭的な雰囲気与生活を送り、一人ひとりの児童の特性に合った支援を行っています。
- 男子には軟式野球、女子にはバドミントンの指導を行っており、児童と職員が一体となって練習に励んでいます。

- ・ 中学卒業生に対し、高等部において農作業や園外実習などを通じて退園後の安定した社会生活に繋がる支援を行っています。
- ・ 数年前に児童の人権侵害行為が問題となって以来、支援方法の改善や児童の権利擁護に取り組んでいます。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年6月5日（契約日） ～ 平成30年2月21日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回（平成26年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

I. 子ども一人ひとりの権利擁護に重点を置いた支援に取り組まれています。

平成25年に指摘された人権問題の改善に向けて従来の支援のあり方を分析した上で理念や基本方針を見直し、職員研修や職員体制の整備を行うなどの権利擁護に徹した支援強化に取り組まれています。日々の暮らしの中で起こる問題に対して“対立関係にならない”・“対決姿勢を取らない”ことを基本とし、行動上の問題に囚われることなく対話を重視しながら、子どもの生育歴や環境、特性などの背景を考慮した上で“何ができるか”などについて一緒に考え、子どもの力量やペースに合わせた支援を心がけられています。子ども一人ひとりの人権を尊重した支援の基盤を職員に根付かせ、子どもの良き理解者となることで外部との接触が少ない生活の中においても家庭的な雰囲気や職員との信頼関係づくりに努められています。

II. 「あたりまえの生活」ができる環境を提供し、心身の育成と自立支援に取り組まれています。

学園は住宅地にありながら広大で豊かな自然環境に恵まれた中に位置し、寮のほか管理棟や分校が併設されています。生活拠点である寮は小舎制となっており、職員は子ども一人ひとりに寄り添った生活支援を心がけられています。また、時間を見つけて子どもと個別に話したり、一緒に外出したりするなどを積み重ねることで“大切にされること”を実感できるようにも配慮されています。安全な生活環境と安心できる家庭的な雰囲気の中で、基本的な生活習慣の確立や生活技術の習得など、“あたりまえの生活”を保障し自立を目指されています。その他、環境美化や菜園などの作業実践が寮単位で行われ、働くことの喜びと共に協調性を学ぶ機会にもつながられています。人員配置等の課題を抱える中で、職員が子どもたちの将来を一緒に紡いでいこうとされる姿勢は高く評価できます。

III. 措置変更や地域・家庭への移行時に支援が途切れないよう細やかな配慮をしながら対応されています。

措置変更による退所時には、各関係機関の担当者によるケース会議で協議され、退所に向けた自立支援計画が策定されています。それ以外の退所時においても退所前準備の段階から各関係機関とアフターケアについての検討が行われており、退所後に子どもや保護者からの相談を受ける体制も構築されています。退所時には定められた引継ぎや申し送りの手順に沿って対応されるほか、学園に子どもの生育記録がないケースでも前施設との協力によって生育に関する情報を繋ぎ、担当職員と家庭支援専門相談員が複数体制で定期的に電話連絡をしたり、場合によっては訪問したりするなど、退所後も子どもの最善の利益が損なわれないように細やかな配慮のもとで支援が継続されています。

◇改善を求められる点

I. 中・長期及び単年度の事業計画の策定に関する工夫に期待します。

「福岡学園基本構想検討委員会」において設備整備(寮や観察室の改築)や職員体制

の強化(職員 2 名体制、寮長の日勤化、女性心理士の増員、個別対応職員の配置)等が検討され、平成 30 年から 31 年にかけての取り組みが予定されています。しかし、県立施設ということもあって独自の事業計画書や実施に必要な収支計画書が明文化されていない状況が見受けられます。福岡県という枠組みの中でも学園としての課題改善に向けた取り組みに関する中・長期及び単年度の事業計画とその裏づけとなる収支計画の策定に向けた工夫が望まれます。

II. 地域交流や地域貢献への取り組みに期待します。

学園のグラウンドやテニスコート、体育館は地域住民に貸し出されており、児童相談所や学校向けの講演、高齢者施設訪問などにも取り組まれています。しかし、地域住民への相談事業や地域住民に役立つ講演・研修会などを開催するなどの取り組みには至っていない状況です。学園の専門性や特性を生かした活動や取り組みの検討と着手に期待します。施設の特性もあって地域との交流には、個人情報をはじめとする深い配慮が必要になると推測しますが、短期間でも地域社会の一員として学園で生活する子どもにとっての最善の利益を保障できる取り組みを期待します。

III. 安全管理に更なる対策を講じることが求められます。

各寮には昼夜を問わず職員が配置され、寮を含む全施設に緊急通報が届き、非常時の協力体制も整備されていますが、事故発生対応マニュアルの整備には至っていない状況です。子どもの安全を脅かす様々な事例への対応に向け、要因分析や改善策の検討を課題と捉えた安全対策への取り組みの更なる充実が求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

(H30.2.21)

当学園では一人ひとりの子どもの権利と人格を尊重し、健やかな育ちを支えるとともに、子どもが大切にされ、安心できる暮らし創りができるよう施設運営に取り組んでいます。

今回の第三者評価結果を踏まえ、個々の事項について、業務の振り返り検討を行うとともに、課題とされた事項について改善に取り組み、さらに質の高い支援に努めてまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> 一人ひとりの子どもの権利と人格を尊重した理念が明文化され、玄関や各寮に掲示されています。理念・基本方針が未記載のパンフレットや「学園生活のしおり」は、現在改訂中です。今後、子どもや保護者への更なる周知が望まれます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 入所が必要な子どものニーズ等は関係機関から把握されています。公立施設の園長の職掌範囲で、社会福祉事業全体の動向・地域の福祉計画等を把握・分析することが今後の課題と言えます。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> 外部の有識者が委員として参加されている「福岡学園基本構想検討委員会」で、建物(寮)の改築、職員体制の強化等が改善策として検討されています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 「福岡学園基本構想検討委員会」で検討されている設備整備や職員体制、人材育成について、園長の職掌範囲で基本構想の結果を基に中期計画・収支計画が策定されることを期待します。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 家庭支援専門相談員や個別担当職員を採用するなど、職員体制について強化が図られています。中・長期計画及び事業計画の策定には至っていない状況です。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>行事計画は係会議や運営会議等で職員参画のもと作成されており、年間行事計画は保護者や関係機関に配布されています。事業計画及び収支計画の策定が待たれます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>行事計画は保護者や関係者に配布され、子どもや保護者に周知されていますが、事業計画の策定には至っていない状況です。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>組織的にPDCAサイクルに基づき支援の質の向上に向けて取り組まれています。当該評価についても研修の一貫として位置づけられており、更なる質の向上が期待できます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>全職員参画のもと、質の向上に向けて評価・分析し、改善に向けて取り組まれています。課題の文書化には至っていない状況です。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長の役割と責任については「事務分掌」や「学園新聞」に明記され、年度初めの職員会議時に自ら表明されています。有事における役割・責任は「自衛消防組織図」から読み取ることができます。経営・管理に関する方針や取り組みについては職員への周知が十分とは言い難い状況です。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>遵守すべき法令等については県内・外の研修に参加し、会議やミーティングで職員へ伝達されています。特に飲酒運転、薬物乱用、性非行、倫理(服務)、人権等については、園内で繰り返し研修が行われています。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員や個別対応職員を配置するなど、改善のための取り組みが見られます。また、全国児童自立支援施設協議会等に積極的に参加して自己研鑽に励まれ、専門性向上にも努められています。しかし、支援の質向上への取り組みとしての活動に自ら参加するまでには至っていない状況がうかがえます。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>節電や節水、裏紙使用、廃油からの石鹸作りなど、全職員が意識して取り組まれています。人事、財務等については県の規程に基づき、園長の職掌の範囲で分析・実行に取り組まれています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事管理制度に基づき人事管理は行政で行われています。学園としては個別対応職員や家庭支援専門相談員を採用し、人員体制の充実に努められています。今後は増員された職員の運用充実を期待します。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>福岡県の人事評価システムに基づく県共通の人事評価表が活用され、寮長・課長・園長による目標管理等についての面談も行われています。総合的な人事管理に必要な“期待する職員像”を明確にすることが今後の課題と考えます。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>出退勤システムにより就業状況が把握されており、寮長や課長を相談窓口として相談しやすい工夫があります。しかし、子どもの対応等で年休が取りにくく、職員負担が多い状況が見受けられます。改善に向けては、二人勤務や寮長の日中勤務、ローテーションの組み方を工夫することなどが検討されており、今後の働きやすい職場作りへの取り組みに期待します。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの育成は人事評価システムを活用して行われており、目標設定や進捗状況の確認と達成確認は、寮長、課長、園長の面接を通して行われています。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>福岡県職員の研修規則に基づき、階層や職種別に計画が策定されています。全国・九州児童自立支援施設協議会などの外部研修にも計画的に派遣されています。その他、医師や心理士を講師として招聘しての内部研修も実施されています。現状は正規職員を対象とした研修が多く、学園の支援の質向上に向けて非正規職員の研修機会の増加が望まれます。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員別の研修履歴の一覧表が作成されており、外部研修への派遣が履歴を参照して計画的に行われています。職員会議で研修の報告が行われ、内容の共有にも努められています。また、新任職員には、指導職員による業務や支援についてのOJTが半年間行われています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>心理士、保育士、社会福祉士の養成校から実習生を積極的に受け入れられています。養成校との実習委託契約が交わされており、実習生受け入れマニュアルも作成されています。今後の課題としては、資格別に考慮されたプログラムの運用が挙げられます。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>福岡県の施設であるため、県の財務情報等は公開されています。学園では理念・基本方針に基づいて運営が行われていることを学園新聞で公表し、保護者や関係機関に配布されています。現在、改訂が進められているパンフレットが完成した後は、地域に向けて配布されることを期待します。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>福岡県の事務及び会計規則等に基づき、園長権限の中で物品を購入するルールが職員に周知されています。しかし、外部監査は活用されていない状況です。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に“地域社会に根ざした、開かれた施設を目指す。”と示され、地域での買い物や高齢者施設訪問などは行われていますが、地域との交流拡大の取り組みには至っていない状況です。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの学習支援ボランティアは受け入れられていますが、その他のボランティアの受け入れは見られない状況です。施設の特性から、受け入れには様々な配慮が必要ですが、学園職員以外の他者との交流機会を持つということも子どもの発達や自立には有効であると思われるので、受け入れの基本姿勢やルールを明確にして体制を確立されることを期待します。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の社会資源一覧が作成され活用されています。自立支援計画の会議には学校、児童相談所、関係機関へ特別に参加依頼をされ、関係機関とは定期的に連絡や会議も実施されています。情報共有の方法や関係機関に学園について更なる理解をしてもらうことが今後の課題であると捉えられています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園敷地内の体育館やグラウンド、テニスコートが地域に貸し出されています。他県の施設や大学に学園職員が講師として招聘された実績はありますが、学園の専門性を地域へ還元するような活動には至っていない状況です。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>文化祭、夏祭り、体育大会、演劇会には地域の民生委員・児童委員を招待されていますが、地域のニーズ等についての情報交換や把握にはつながっていない状況です。地域の民生委員や婦人会、老人会等との交流や情報交換に取り組みれることで、地域の福祉ニーズの把握や公益的な事業の運営について検討されることを期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園の理念に“一人ひとりの子どもの権利と人権尊重”が示されています。人権擁護についての内部研修、処遇会議、ケース会議、職員会議等において、支援の進め方など全職員が共通理解を持って意見交換や協議が行われ、子どもを尊重した支援に取り組まれています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ずつの入浴、子どもの趣味を大事にするなど、子ども一人ひとりの発達や特性に応じて、プライバシーと権利擁護に配慮した支援に取り組まれています。 規程やマニュアルが整備・活用されることが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時には、写真やイラスト、図などを用いてわかりやすい内容となるよう工夫されているパンフレットや「学園生活のしおり」などが情報として提供されています。職員が内容をよりわかりやすく伝えるよう努められています。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント> 支援の開始・過程において子どもには、写真やイラスト入りの資料を用いて学園の日常生活等をわかりやすく説明し、同意も得られています。学校や児童相談所との連携も丁寧に実施されています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 措置変更や家庭への移行時には、所定の引継ぎ文書を作成し、子どもに不利益とならないように配慮されています。退所後のアフターケアとして電話連絡や家庭訪問などを家庭支援専門相談員と担当職員の複数体制で対応し、退所後も支援の充実が図られています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント> 各寮に意見箱が設置されています。子どもの満足度調査を年1回実施され、調査結果を分析、検討する会に子どもたちも参画させ、生活の改善に向けられています。寮でもミーティングが定期的開催されていますが、子どもの更なる満足度向上のために子どもとの個別相談面接を定期的に行うことが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント> 意見箱設置のほか、苦情解決の仕組みが整備されており、受付者や責任者、第三者委員などが定められています。苦情解決結果は学園新聞上で公開し、保護者にも配布されています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント> 各寮に相談・意見に関する文書が掲示されています。相談相手は担当職員のほか、心理士や指導課長など、子どもたちが自由に選べる雰囲気作りへの配慮がうかがえます。相談場所も心理療法室のほか、プライバシーに配慮した場所の選定に努められています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント> 意見箱を通じて得られた意見に対しては、話し合われた手順や方法で柔軟に対応され、全職員で共有されています。個々の要望や意見に対しては、寮の職員、心理士、課長、分校職員、家庭支援専門相談員、個別対応職員で迅速に対応されています。相談や意見への対応マニュアルの整備が望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント> 職員が日中、夜間とも各寮に配置されており、緊急通報の体制が整えられ、安全対策が講じられています。防犯のため監視カメラ設置なども検討されています。 安全を脅かす事例の収集から要因分析を行い、改善や再発防止に繋げる取り組みを期待します。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症に関するマニュアルが作成され、職員会議の中で予防や蔓延防止対策等の研修が行われています。日常的に手洗いやうがいの励行、マスク着用などインフルエンザ流行時期前から予防に取り組まれています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地震、大雨、大雪のマニュアルが整備されているほか、火災を想定した避難訓練が実施されています。被災した場合を想定し、各寮には水が保管されており、給食棟や本館などには食糧や避難物品が保管されています。地域に災害避難場所は設置されていますが、学園の広大な敷地に地域住民などが避難することも想定した地域の消防や警察、自治会等との連携が今後の課題と考えます。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「学園生活のしおり」に記載されている生活や支援方法を、福岡学園の標準的な実施方法と捉えることができます。職員の事務的作業のほか、子どもに関する支援は理念や基本方針に謳われているように、子ども一人ひとりの尊重と権利擁護の姿勢で臨むことが周知されています。支援については寮会議を含む各会議で確認されています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人権問題に関する指摘や当該第三者評価を受審したことを契機に子どもの指導や支援方法の見直しが行われています。現在は、実践の取り組み過程にあり、今回の受審結果の分析が加味されて、より質の高い実施方法が完成するのではないかと期待できます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>寮長を計画作成責任者とし、自立支援計画を策定する体制が構築されています。入所前の関係機関からの情報や面接などで聴取した情報等を合わせて総合的にアセスメントが行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時に策定した自立支援計画は、定期的に見直しが行われています。また、子どもの心身状態等に変化があった場合にも、その都度見直しが行われています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>記録する職員により記録内容や書き方に差異が生じないよう、定められたルールに則って記録することに努められていますが、十分とは言い難い状況がうかがえます。各職員の記録は児童自立支援専門監がチェックされています。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの記録は施錠ができるキャビネットで保管されています。個人情報保護法の遵守については職員に周知され、日常的な生活場面においても子どもに関する個人情報の漏えいがないように配慮されています。</p>		

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>数年前の人権侵害問題を契機に理念・基本方針の見直しを行い、“子どもの最善の利益”を最重要事項として捉え、一人ひとりの人権を尊重した個別対応の実践を積み重ねられています。職員は、子どもの育ちの背景や家庭状況などを把握した上で、反社会的な行動上の問題や発達障害など、一人ひとりの抱える問題や課題を明確にされています。子ども自らが解決に向かう気づきが得られるよう、日常生活の関わりでは自立支援に努められています。またその一方で、個々の子どもを見過ぎて集団を見ていないというリスクが発生する懸念も感じられています。各寮の職員一人ひとりがより質の高い支援に向けた研修を受け、共通認識のもとで個と集団のバランスがとれた支援となるよう協働されています。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園が把握している子どもの出生や生い立ち、家族状況に関する告知は、子どもの年齢や発達段階を考慮した上で時期や内容について学園職員（寮長・指導課長・心理士）と児童相談所が協議して決め、慎重に伝えられています。虐待を受けた子どもが6～7割を占めることから、その事実を受け止めきれぬのかと心配があり、告知内容や状況、子どもの反応などの情報を職員が共有し、告知後のフォローに繋がられるよう配慮されています。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 特別支援日課など子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>平成25年の特別指導の内容が人権侵害として指摘を受けた後は、学園内での行動上の問題にはその背景を探り、子どもの特性を理解する支援を進めるよう努められています。行動を規制する場合は、関係職員が協議したうえで子どもの個別性に配慮した支援プログラムを子どもと相談して策定し、学園や学校に周知した上で実施されています。振り返りや子どもとの話し込みは、問題に対する気づきを与えるように努められ、実施内容は記録に残してその後の検証に活用されています。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A④	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「子どもの権利ノート」や「学園生活のしおり」を用いて、人権や権利擁護について子どもの理解度に応じた工夫のもと説明が行われています。職員は子ども一人ひとりとの日々の関わりを通じて、子ども自身が自分と他者の権利と責任について理解を深めることができるようにミーティングや振り返りによって確認するよう心がけられています。なお、学園内・外での人権研修への参加によって、子どもの権利についての理解を深めるよう努められています。</p>		

A-1-(3) 他者の尊重		
A⑤	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>寮での職員との個別的な関わりや、同年齢・異年齢の子どもとの集団生活を通して、他者を尊重し、助け合い、協力し合い、感謝し合うことの大切さを学び、それを態度で示すことの必要性を自覚して実行する姿勢を育てるよう取り組まれています。地域の人々と日常的な関わりを持つことは難しいようですが、老人施設訪問やボランティア経験などを通して学園以外での交流機会が確保されています。学園では職員が“共生共育する人”として存在することに加えて、児童自立支援専門員と生活指導員(保育士)という専門職として配置することで支援の専門性を高めるよう努められています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑥	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a・c
<p><コメント></p> <p>「福岡学園運営要綱」で懲戒に係る権限の乱用禁止を謳い、職員は「児童の権利条約」を遵守し、体罰、暴力、高圧的・乱暴な言動、性的な嫌がらせなどを行わず、子どもの権利擁護を徹底した支援に取り組まれています。各会議においては、不適切な支援や子どもの成長を阻害することや体罰などを伴わない支援に取り組むよう注意喚起されています。</p>		
A⑦	A-1-(4)-② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園では、“対立関係にならない”、“対決姿勢を取らない”ことを基本として話し込むことを重視し、行動観察と子どもの認知状況を把握するなど背景を探ることに職員は尽力されています。その上で解決に向けた対応などを一緒に考え、子どもの力量やペースに合わせた支援を目指して取り組まれています。</p> <p>ヒヤリハット事例などの収集が十分ではないため、活用できていない現状が見受けられ、今後の取り組み課題と考えられています。</p>		
A⑧	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>虐待の届出・通告について「被措置児童虐待対応ガイドライン」に沿って対応マニュアルが作成されています。虐待が疑われる事案発生時には、学園内での検証や第三者の意見聴取の体制が整備されています。子どもや保護者、職員にも説明されていますが、子どもの最善の利益のため継続的な周知徹底の工夫を期待します。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑨	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園での生活に支障がない限り、子どもや保護者の思想や信仰の自由を保障すると共に、子どもの権利が損なわれない配慮に努められています。</p>		

A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑩	A-1-(6)-① 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所前の学園見学を実施し、子ども自らが目標を持って入所できるよう働きかけられています。入所時には子どもや保護者に「学園生活のしおり」を用いて、支援の内容や方法を説明して同意が得られており、自立支援計画にも反映されています。職員はアセスメント情報を基に子どもの状態と力量に応じた情報提供を行い、意見を聞いて一緒に目標を設定するようにされています。計画策定後は取り組み過程において、自己選択・自己決定に必要な情報を提供し、問題解決能力の醸成に向けた支援に努められています。</p>		
A⑪	A-1-(6)-② 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童会(月1回)や寮ミーティング(週1回)で、生活全般に関する話し合いが行われています。話し合いで出された意見や要望は、職員によって検討・改善されるなど真摯に対応されています。ネグレクト状態で育つために感覚や要求が十分に育っていない子どもの増加があり、安全であたりまえの生活を続ける中で自己コントロールが育つよう配慮されています。職員は日常生活の中で子どもと一緒に振り返りの機会を持ち、子どもの発達段階や心身状況、力量に応じて目標の実現に向けた支援に努められています。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑫	A-1-(7)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>平日の自由時間はテレビ、音楽、ゲーム、読書、物作りなど思い思いに楽しむ事ができ、子ども一人ひとりに過ごし方は委ねられています。施設の特長として子どもだけで学園外に行くことはできませんが、日曜日に職員と外出(買い物・食事)する機会が設けられています。</p>		
A⑬	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもには毎月、生活訓練費(小遣い)が準備され、各寮で管理されています。一定の制限はあるものの、使いかたは子どもの意思を尊重されています。特に高等部や中学卒業後に就労する子どもには計画的な使いかたや金銭の自己管理ができるようになることで社会適応力が身につくよう支援されています。小遣い帳をつけている子どもには、入出金の記帳や確認などの支援も行われています。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑭	A-1-(8)-① 家庭引取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>寮職員と今年度配置された家庭支援専門相談員が協働し、児童相談所などの関係機関とも連携して計画を策定したり、特別帰省を実施したりするなど、家庭復帰後に子どもと保護者が良好な関係性を保ちながら家庭生活を送ることができるように具体的な助言や支援をされています。退所前にはケース会議を開催し、児童相談所や関係機関と協議した上で退所時期や退所後の生活について検討されています。</p>		
A⑮	A-1-(8)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>退所すれば支援終了ではなく、地域の支援体制の把握や連携に努め、就労支援などのサポートを継続して実施する配慮があります。退所後も子どもや保護者から相談を受ける体制が整備されており、電話連絡や必要に応じた訪問などのアフターケアに取り組まれています。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園定数は5寮(二人部屋×6部屋)60名ですが、この数年は深刻な問題を抱えた児童の増加により一人1室で受け入れ、よりきめ細やかな個別対応に取り組まれています。観察棟での宿泊入寮面接では、“全職員が子どもの目標達成を応援し、共に喜ぶ味方”であることが伝えられています。日々の寮生活では子どもに寄り添い、傾聴・共感を基本と考え、信頼関係の構築が図られています。子ども一人ひとりが抱える問題を背景と共に丁寧にアセスメントし、その状況に応じて策定した自立支援計画に沿って達成可能な目標を設定して成功体験を積み重ねる支援に努められています。担当職員が支援の中心となりますが、交替勤務体制であることから寮全体での支援ともなるために情報共有や検討する機会を密に持ち、一貫した支援に努められています。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 子どものニーズをみとらすことのできる日常的で良質な生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「学園生活のしおり」を用いて子どもや保護者に説明し、全体児童会や各寮のミーティングの際に話しあいや検討が行われています。ミーティングでは、子どもたちが個々の目標を毎週設定し、共用スペースに掲示して職員から励ましや支援を受けることで達成に向かう実践に取り組まれています。職員は自己変革に努め、子どもが“こうゆう大人になりたい”と思えるよう日々の関わりは公平で受容する態度を保ち、物事の善悪を伝える姿勢での支援を心がけられています。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は生活のルールや規則について話し合える機会を設けると共に、子どもたちが安心して過ごせるよう家庭的な雰囲気の中で“あなたは大切な存在です”と包まれるような愛情を感じることができる環境づくりを心がけられています。また、一人ひとりの成育歴情報を丁寧に収集し、行動から特性を把握した上で“育てにくさ”・“困り感”を保護者と共有されています。それらの情報は学園の全職員が共有し、一人ひとりのニーズに対応した“育ち・育てなおし”を目指してアプローチされています。反面、個々に合わせた支援と集団生活の中でほかの子どもの特性を理解するなどのバランスを保ち、両立することが難しくなっていることを課題と捉えられています。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>寮では「生活日課表」が作成されており、規則正しい生活ができるように支援されています。子ども一人ひとりの発達に応じた食事、睡眠、排泄、整容などの基本的な生活習慣の確立や自室の清掃、整理整頓、洗濯のほか、共用スペースや敷地内の環境整備、軽微な営繕、週番活動などで社会生活に必要な生活技術の習得に向けた取り組みなど自立に向けた支援が行われています。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園では子どもたちが様々なことを体験できるように軟式野球やバドミントン、マラソンなどのスポーツ、立地環境を活かした自然体験や環境整備活動、園内行事(夏祭り、文化祭、クリスマス、寮対抗演劇会、餅つきなど)や園外行事(キャンプ、社会見学、遠足、修学旅行など)が行われています。職員は子どもたちが活動過程で感性や問題解決能力を培えるよう見守り、状況に応じた支援をすることに努められています。</p>		

A⑳	A-2-(1)-⑥ 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為など向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>学園では発達や育成環境から起こった問題などに起因する加害行動を行った子どもが多くなり、多職種が連携して個別の自立支援計画に基づき支援を展開されています。</p> <p>行動上の問題について行動そのものよりも、子どもの特性や行動に至った背景を評価した上で子どもの理解のペースに合わせて振り返りや話し込みを行い、職員が子どもの良き理解者として“行動の責任をとる”ための支援が課題と捉えられています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 団らんの中として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、家庭的でくつろいだ雰囲気の中で食事を楽しめるよう心がけ、子どもと一緒にテーブルを囲んで一日の出来事などについての会話をされています。栄養士は栄養バランスのみではなく、子どもが家庭で食べていた食事に近づけるよう定期的な嗜好調査やアンケート、給食会議で嗜好を把握すると共に変化に富んだ献立で好き嫌いをなくす工夫をされています。現在、子どもの要望で週1回はラーメンが提供されています。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちの生活に応じた時間で食事が提供されていますが、時間に間に合わない場合は電子レンジや冷蔵庫を使って適温のものが食べられるよう配慮されています。「食育・調理実習計画」が作成され、敷地内の畑で収穫した野菜を使っておかずを追加したり、空腹時の調理やお菓子作りをしたりするなど多様な経験によって自立に向けた食育に努められています。配布する献立表では栄養や食に関する情報を伝えるよう工夫されています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉓	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>学園では華美ではない衣類や下着の持ち込みを認め、制服や体操服、作業服、靴、季節や場面に合わせた衣類が提供されています。職員は、子どもの生活習慣の一貫として着替え、洗濯、衣類の整理や保管などの衣習慣習得を支援されています。通学や運動時以外でのTPOに合った私服選択へのアドバイスや繕い方などの指導も行われています。破損の多い男児の衣服の補修については職員により行われていますが、追付いていない状況も見られます。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉔	A-2-(4)-① 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>学園は寮ごとの小舎制で二人部屋を個室として使用されており、子ども一人ひとりが私物の収納や設えができるプライバシーが守られた寛げる空間となっています。各寮の建物は安全性への配慮があり、台所やトイレ、浴室、冷暖房が整備されています。共用空間には映像や音楽、読書が楽しめる環境があります。室内では猫や熱帯魚、敷地内に池を掘って魚を飼育する寮もあり、家庭的で安心できる環境作りが見られます。</p>		

A-2-(5) 健康と安全		
A②⑥	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は日々の生活の中で身だしなみ（洗面、整髪、歯磨き、髭剃り、爪きり）を自ら整えることや基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠）に関する助言や指導をされています。子どもの発達段階に応じ、疾病やケガ、危険な事象の対処法を知らせる機会も設けられています。</p>		
A②⑦	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>分校の健康診断と嘱託医による診察（毎月）に加え、インフルエンザの予防接種、歯科医師や歯科衛生士からのブラッシング指導を受ける機会があります。看護師や心理士、職員は受診が必要な場合には付き添い、個別の服薬管理（服用、残薬チェック）を行うほか、子どもの発育や健康状態を記録して共有されています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A②⑧	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>学園の寮は男女別であり、訪問し合うことや男女交際は禁じられています。計画的に助産師を講師に招き、子どもや職員がエイズや命の大切さについて学ぶ機会を設け、共通認識を持って対応できるようにされています。また、入所理由によっては面接で性に関する確認をし、看護師がからだの仕組みや性に関する話を個別にされています。日々の生活において性犯罪の再発防止に向けて正しい知識が得られるよう取り組まれています。性の問題が絡んだ入所理由の増加を鑑みると更なる充実を期待します。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A②⑨	A-2-(7)-① 子どもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>学園では行動上の問題や情緒不安のある子どもの観察に基づく情報を共有し、対応方法について各種会議で協議されています。ケースによっては個別プログラムのもと特別指導を実施していますが、行動上の問題は行動そのものよりも子どもの特性や行動上の問題に至った背景を評価し、子どもの理解のペースに合わせて適切な支援に取り組まれています。</p>		
A③⑩	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で徹底している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>職員の見えない所で被害を受けることを虞れ、職員は子どもの人権意識を育てると共に“人を傷つける行為は重大な人権侵害であり、決して許されない”という事を子ども一人ひとりに伝えられています。また、そのような行為を見逃すことのない対応と職員間での情報共有を心がけられています。観察棟で数日間を職員と共に過ごす入所時には、生活のルールと共に触法行為やいじめ禁止に関する十分な説明と信頼関係の構築に努められています。孤立やいじめ、落ちこぼれのない集団を形成し、子ども一人ひとりが内省や自己評価と共に他者からの意見を受け入れて成長する場としての「児童ミーティング」が毎週開催されています。</p>		
A③⑪	A-2-(7)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>保護者等から虐待を受けた子どもの強引な引き取りについては、児童相談所との密な連携のもとで対応することが想定されていますが、対応マニュアルの作成には至っておらず、職員への周知も十分とは言えない状況です。</p>		

A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(8)-① 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所する子どもの多くが心理的支援を必要としており、学園では常勤の心理士が必要に応じて自立支援計画に基づいた心理的支援を行っています。心理士による職員研修やスーパーバイズで、日常生活の中でも心理的支援が行える体制が構築されています。虐待や発達障害に起因する心理問題を抱えた子どもが増え、専門的な心理支援の必要性が高まっている現状を鑑みて、心理士の増員が課題であると捉えられています。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園は全国に先駆けて分校を併設し、学校教育を導入し、日々の生活の中でも学習習慣を身につけるための学習時間が確保されています。その他、必要に応じて学習ボランティアを受け入れ、個別指導にも取り組まれています。職員は子ども一人ひとりの教育について学校と連携を図り、学力の習得状況を把握するほか、資格取得に向けて学校と協働するなどの支援にも取り組まれています。しかし、学校との連携は十分ではなく、更に深めることが課題と捉えられています。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中学校卒業後の進路については、自立支援計画に則って“最善の利益”に適った自己決定ができるように必要な情報を提供し、本人、保護者、児童相談所、分校及び学園で十分に協議されています。進学支援では計画的に学力確認テストの受験や希望高等学校の見学が行われています。進路希望や保護者との連携、退所先調整などは、自立支援計画に基づいて取り組まれています。高校進学をせずに学園に残る場合は、学園独自の高等部生として農作業や陶芸のほか、一般教養や体育などの指導及び生活支援が行われています。その他、中学卒業児の過年度受験や通信制高校への進学、その他資格取得についても支援されています。</p>		
A㉓	A-2-(9)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職場実習は、子ども一人ひとりの支援計画に基づいて実習計画を作成し、評価を取りまとめて関係機関との情報共有を図られています。具体的には介護や調理などを含む職場実習に積極的に取り組まれています。寮単位、全体の作業支援は「作業指導実施要領」に則り、除草、菜園、環境美化活動が行われています。就労した時に社会人として必要な忍耐力や礼儀、言葉遣い、マナー、健康への意識等が日課の中で育つよう支援されていますが、十分とは言い難いと捉えられています。</p>		
A㉔	A-2-(9)-④ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>敷地内に分校があり、子どもの自立支援という目標達成には寮での生活指導と分校での教育が重要であると考え、日頃より子ども一人ひとりの情報の共有を心がけられています。双方が合同朝礼や会議の場で、日々の子どもの様子や支援目標の設定、退園に向けた進路方針などについての意思疎通に努められていますが、職員室が一体化していないことなど、学校と学園との連携強化が今後の課題であると捉えられています。</p>		

A③⑦	A-2-(9)-⑤ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園では、男子には軟式野球、女子にはバドミントンの指導が行われており、施設種別での九州大会優勝や全国大会などを経験することで達成感を得たり、練習時に忍耐力や責任感、協調性を養ったりとスポーツを通じた支援が展開されています。シーズンオフにはマラソンやほかのスポーツ活動にも取り組まれています。年間を通して軟式野球やバドミントン以外のスポーツ活動をしたいと思っている子どももいることが利用者調査の結果からうかがえましたので、子どもの意向や興味を尊重した更なる取り組みを期待します。</p>		
A-2-(10) 通所による支援		
A③⑧	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	評価外
<p><コメント></p> <p>通所支援は行われていません。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園では、子どもと家族の情報を児童相談所と共有し、連携を図りながら信頼関係の構築に努められていますが、ケースによって入所後1ヶ月程度は面会を遠慮してもらうことがあります。職員は家族に生活の様子、学校や学園の行事予定等について連絡したり、保護者との面談、保護者連絡会等を通して家族との関係調整を行ったりされています。自立支援計画には家族支援に関する内容を組み込まれていますが、独立した家族支援プログラムの整備には至っていないなどの課題があると捉えられています。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発育状態と家庭環境や家族の状況、親子関係に課題があるケースが多くなっており、親子関係再構築には丁寧に取り組まれています。入園協議時には関係者(児童相談所、学校、家族等)からの情報を得て総合アセスメントが行われ、入所後には通信等の交流や面会、家庭訪問、定期帰省(年5回)に取り組まれています。寮職員は家族と養育の難しさを共有しながら適宜アドバイスし、心理士は発達障害や子どもの特性について伝えるといった養育の支援にも努められています。面会や外出、一時帰宅は学園の規定や児童相談所との協議によって決められ連携も図られていますが、子どもや保護者等と協議の上で目標を立てて実施するといった点においては更なる取り組みを期待します。また、親子関係再構築に向けては学園としてもいくつかの課題を設定されており、今後の活動を期待します。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>平成26年から児童自立支援専門監が配属され、子どもの人権擁護を徹底した支援への改善等についてのスーパービジョン体制が構築されています。また、日常的な支援や指導に関する園長や指導課長、寮長によるスーパーバイズ、心理支援に関する心理士によるスーパーバイズを受けることができる環境も整っています。</p> <p>スーパービジョンの研修に職員を派遣して機能の充実を目指されていますが、全職員への周知や理解については十分とは言い難い状況がうかがえます。</p>		